

平成30年第4回（1月）臨時会

鏡石町議会会議録

(第367号)

平成30年1月22日 開会

平成30年1月22日 閉会

鏡石町議会

第4回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月22日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第171号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第172号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第173号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	26
○閉議の宣告	27
○町長挨拶	27
○閉会の宣告	27
○署名議員	29

鏡石町告示第 2 号

第4回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年1月18日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 平成30年1月22日（月） 午前10時30分

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

1. 付議事件

- (1) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 鏡石まちの駅設置工事変更請負契約の締結について
- (5) 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）
- (6) 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- (7) 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (8) 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (9) 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

平成30年第4回鏡石町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成30年1月22日(月)午前10時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第168号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第169号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
日程第 5 議案第170号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第 6 議案第171号 鏡石まちの駅設置工事変更請負契約の締結について
日程第 7 議案第172号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)
日程第 8 議案第173号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特
別会計補正予算(第2号)
日程第 9 議案第174号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
日程第 10 議案第175号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第2号)
日程第 11 議案第176号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3
号)
日程第 12 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
都市建設課長	小貫正信君	上下水道課長	吉田竹雄君
産業課長	根本博君		

事務局職員出席者

議会事務局	小貫秀明	副主査	藤島礼子
局長			

開議 午前10時30分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから、第4回鏡石町議会臨時会を開会いたします。
-

- 議長（渡辺定己君） 初めに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

- 議会運営委員長（長田守弘君） ご報告いたします。

第4回鏡石町議会臨時会議事日程表。平成30年1月22日（月）午前10時30分、開会、招集者あいさつ、開議、議事日程、日程番号、件の順でご報告申し上げます。

〔以下、議事日程表により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本臨時会にあたり町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） 本日は、第4回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ議員の皆様には、公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げますのは、昨年10月3日に行われました福島県人事委員会の勧告に基づく町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとする関係条例の改正ならびに補正予算及び設置工事を進めておりますまちの駅設置工事変更請負契約の合計議案9件であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。
よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。
定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君の3名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

◎議案第168号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第168号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました、議案第168号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年の人事委員会勧告でございますが、国家公務員につきましては昨年8月8日に国及び内閣に対しまして、月例給と手当の勧告を行ったところでございます。県におきましては、10月3日に県職員の給与と民間給与との較差0.08%埋めるために給料月額を引き上げを行うとともに勤勉手当を0.1月分引き上げるよう勧告を行ったところでございます。町といたしましては、県人事委員会勧告に基づいた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じまして期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の一部改正につきましての内容でございます。

まず、第5条、勤勉手当の規定でございますけれども、第2項中、6月支給する割合を「100分の155」から「100分157.5」に、12月支給する割合を「100分の165」から「100分167.5」に改めるものでございます。

附則に第8項を追加し、平成29年12月に支給する割合の適用につきましては「100分の165」を「100分の170」と組み換えるものでございます。

改正附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしますが、期末手当の算定規則の乗ずる割合の適応につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、改正後の附則第8項の規定につきましては、平成29年12月1日から適用し第3項として改正前に支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第168号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君

〔2番議員 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました議案第168号に対する質疑であります。

先ほど総務課長さんの説明から伺いましたところ、8月8日には国の人事委員勧告があり、10月3日には県の人事委員会勧告があったということであります。

その中で、それぞれの月の給料、勤勉手当等の引き上げを公務員に対して行うべきであったという内容の話を聞きましたけれども、県の人事委員会では10月3日であったということで、県内の各市町村の動向を見ますと12月定例会で各市町村議会はこの条例の制定について、いわゆる勧告に基づいて議論されたとうけたまわっておりますが、なぜ10月3日ですから、わが町においても12月定例会に間に合ったんではないかと思うんですけど、あえて議会を招集するのは町長の権限ですからなんとも言えませんが。ただ、臨時議会ではなく12月定例会でやることができたんじゃないのかなと思うので、その辺のいきさつをお聞かせいただきたいのが1点であります。

もう1点は、先ほど総務課長さんが県内の市町村の動向、県議会の動向と言うことで大多数のところが上がったんだと思うんですが、ところによれば上がらない市町村も実際あるわけです。毎年上がらなくて、2年に1回とそれぞれの状況によって上がらないわけでありまして。議会議員の関係につきまして、上げる根拠がない。

職員については、人事委員会勧告に基づいてという表現を課長さんがおっしゃったように、それにともなったというかたちで。

はたして、わが町の議会議員の手当を上げる必要があるのかと、実際に引き上げるという根拠を述べていただきたいと思えます。

以上2点であります。ご説明いただければと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

第1点の12月議会に間に合ったんではないかという件でございますけれども、町の方で各市町村の動向、さらには県議会の動向も調べておりましたけれども、すみやかにと言うことでございますので12月議会には若干間に合わないかなということで、今回お忙しいんですが、1月の臨時議会に上程させていただいたところでございます。次に、議員の期末手当の根拠でございますが、議員のおっしゃるように、議員の報酬につきましてはもともと根拠はございません。これについては、全国の議長会等で基準が示されまして、基準となるのはやはり首長の給与だろうということで、首長の給与に応じて議会議員の報酬も基準として決められている。

当然ながら、職員の給与に準じまして町長の期末手当、さらには議会議員も同様に、議会と行政一体ということでこれまでも上げてきました。今回につきましても町給与、町長との給与に合わせまして、議会議員の手当も引き上げをさせていただきたいと言うことでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

2番、吉田孝司君

〔2番議員 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質疑なのですが、総務課長さんがおっしゃったとおりの背景があってこの条例改正を出されたんだと思います。ただ、何度も伺っておりますが、職員の給与が上がると、県人事委員会勧告に基づいて上げるというのは結構なんじゃないかと思えます。それに伴って連鎖反応というか町長の手当も上げて、町長も上げるんだから議会議員の手当も上げるというのは、はたしてどうなのか。

実際、町長さん、財政担当課長さんがこれまでの議会の中で聞いていると、わが町の財政は以前に比べてよくなってきている。その中において、一生懸命働いている職員、町長、我々議員の受け取る給料が増えていくのは、ある意味上がってもいいのかなと思っております。

しかしながら、わが町の財政状況はまだまだだと、我々議会議員、町長さんをくめて身を切るといふか、引きしめる思いが必要なのかと思っております。その中においても、わざわざ上げるということに対する明確な根拠がないんでないかと思うんですが、町長は、どのような考えを持っておられるのかお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

いずれにしても、総務課長がお話ししたとおりでありますけれども、慣例としてこれまでもだされてきたと。私の以前、前からも上げてきたと。全国的に見れば、財政破綻といった市町村においては、いくつか減額しているという話も聞いております。

ただ、通常全国的に、一般的には慣例として町長、議員、職員もあわせてやっているというのが実態であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再々質疑の発言を許します。

2番、吉田孝司君

〔2番議員 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再々質疑であります。

町長がおっしゃったとおり、全国的な流れ、全国的な動向ですね、全国的な我町も慣例だと承りました。しかしながら、慣例をこのまま続けていくというのが、町長考えかどうかをお聞きしたいんですね。財政の健全化に向けて、切り詰めていく気持ちはあるのかどうか伺いたい。パーセントから見ればそんなに上がる率は大きくないと思えます。しかしながら、わが町の財政が少しでもよくなるように貢献するというのが我々議会議員、また執行の方々も同じなのかなと思えます。根拠があるのは、職員の給料、課長さん以下の方々の給料ということになりますが、特別職、議会議員については、根拠がないという中において、町長がおっしゃるとおり慣例

に基づいてやっている、町長が慣例を重んじて自分なりの考えでこれをやめるとか財政健全化に向けて旗印を見せていただけるとか。慣例を重んじるのか、それとも財政健全化も含めてどのように考えているのか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、条例とかは慣例ということとさせていただきます。

全国的にも財政困難なそういった実態もある、関連の条例ということとしておいて自然的に減額することもある。事実、町長の給料については、私も2期になって減額させていただいている、1期も減額させていただいている。条例等については、しっかりとしてその時その時によって減額するときもあるということでご了承願いたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。

ただいま議案第168号として町議員報酬、期末手当に関する条例が上程されましたが、2番の吉田議員からも質疑あったようですが、町長の答弁を伺いますと、わが町は、平成16年の合併しないと、単独な町づくりをするんだと、コンパクトな町づくりをするんだと、我々議会、そして町一丸となってそれに向けて歩んできたところでございます。

しかし、町長は、先ほどの答弁の中で慣例が実態だと、慣例が条文にもありますが、その中で歩めばいいことであって、町長として執行者としての考える町づくりの中で、特別職、議員報酬、職員の給与の引き上げ、これがわが町は低いから上げなくちゃいけない、財政が豊かだから上げるんだというふうな裏付けがあってされるのであれば大変うれしいことではありますが、ただ単に慣例で、過去何年間も12月議会でこの件については上程されて可決されております。それなのに今回慣例だと考えの話を聞きますと、町づくりに心持でないのかなと疑問を感じておりますので、質問させていただきます。

まず、12月議会にあげて、じっくり内容について検討する時間、説明する時間があつたと思いますが、今回は、臨時議会の前の30分だけで全議案の説明をするというあまりにも内容説明の不足、議会議員に対する説明の不足それが強く感じております。これはきっと可決されるんだと思いますが、もう少ししっかりとした裏付けでもって、議会に提案してもらわないと、非常にとまどいを感じ疑問をもつものでございます。

今回の期末手当の件でございますが、第5条第2項の「100分165」を「100分167.5」と2.5パーセントの数字がでております。しかし、昨年29年12月に支給した期末手当は、「100分165」を「100分170」と5パーセント上がるんですね。かたほうは2.5で12月支給

した期末手当は5パーセントと倍になっているのか、その理由があるはずですが、なぜ5パーセントになっているのか、内容の説明をおたずねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

財政が困難だから、町がどうするとありますけれども、私になる以前からも人事委員会勧告に基づく給与等の改正は行われてきたはずですが、10番今泉議員もご承知の通りだと思います。そういったことで、今回も同じ中身にすると。

ただ、先ほどちょっといったのは、給料等については全国的の中で、財政破綻をしている部分については給与を引き下げるといった自治体はあるということであり、私が就任する前と現在の中では、財政について公債費比率20%から10%への改善をしている。そういう中で、もっともっと職員等についてもしっかりと住民のためにやっていただくといったことが大切である。全国的な平均的な中身でやることが、これまでもなされたし今後もやっていくことではないのかなと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君）

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

追加された第8項のところだと思うんですが、第8項については、平成29年12月に支給しているんですが、支給する期末手当に関する但し書きでございまして、「100分165」を「100分170」によみかえるにつきましては、今回の本文改正で157.5プラス167.5で年間3.25月になりまして、今度の改正で0.05月引き上げるんでございまして、すでに支給されている12月につきましては、今、改正される前の「100分155」、155プラス170で合計3.25月になるように調整する附則でございまして。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の再質疑の発言を許します。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、総務課長の答弁の中に前の数字ということで、前の数字というのは165っていうのが条例の数字であって、それより低かったから上げるという答弁でよろしいんですか。私が聞いているのは、ここには2.5とうたっているのにちょっと理解できなかつたんですが、なぜ5パーセントがここに倍になって上がっているのかということが、私としては理解できなかつたものですから、皆さんは十分理解しているのかと思っておりますが、条例の第2項では、165という数字がでていますから、それが167.5と2.5プラスになっているんですね。ところが今回の12月支給分については165から170に5上がっているから、なぜ、前の条文がそれなのに今回5上がっているのか理解できないのもう一度答弁をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

職員の給与の改正で申し上げますと、職員の給与の人事委員会のほうで調べている内容でいきますと、月例給与については、29年4月現在の民間と公務員の格差、特別給については、その前の年の8月から7月までの1年間を比較して、今回職員については、0.1月分引き上げるという勧告でございまして、民間についてはもうすでに支給されております。

ですから、民間に支給されている分に格差を追加するのに、165を170として年間3.25月になるように調整するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君

〔2番議員 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、議案第168号に対しまして反対の意見を述べさせていただきます。

先ほど再々質疑までおこないまして、執行の考えをうけたまわったところであります。その中において、私の答弁の中にありましたし、今泉議員の質疑の中にもありましたけれども、慣例に基づいて上げるんだと、今回の執行の意見であるというふうに承りました。しかし、慣例というのは、私は矛盾があるのではないかと聞いていて思ったところであります。もし、この条例、わが町の慣例でこのまま進むのであれば、現状維持、つまり、給料を上げない、手当を上げないのが本当の慣例なんじゃないのかなと。慣例の意味は、これまで上げてきたから上げてきた。私が議員になる前はそうだったんでしょうけど、私が議員になってからは全く関係ない話で、私はずっとこれに対しては反対してきました。慣例という言葉で町長は説明なさいましたけど、わが町の最高責任者として、ご自身の考えも大事じゃないのかなと。これまでの町長さん、素晴らしい方々おったと思いますけど、しかし、今の遠藤町長さんも素晴らしいかただと思っておりますが、今の説明の中でちょっとがっかりしたように思います。

もし、ご自身の考えで慣例なんて言葉をつかわないで、自分でよく考えた結果上げるんだというふうなことであれば、それはひとつの根拠になったんだと思うんですが、ある意味わけの分からない説明があり、上げる根拠も見当たらないところでもあり、これにつきましては反対するものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第168号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第169号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第169号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第169号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

3ページになります。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与等改正及び県、県内自治体に準じて期末手当の算定基礎額に準ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の改め文でございます。

第3条、期末手当の規定でございますけれども、第2項中6月に支給する場合の割合を議員と同じく0.05月、100分155から100分157.5に、12月支給する場合の割合を100分165から100分167.5に改めるものでございます。

附則に第16項を追加し、平成29年12月に支給する割合の適応につきましては100分165を100分170とするものでございます。

改正附則としまして、第1項として交付の日から施工いたしますが、期末手当の算定基礎額に準ずる割合の適応につきましては、平成30年4月1日から施行するものであり、第2項といたしまして、改正後の附則第16項につきましては、平成29年12月1日から適用し、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第169号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第169号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第170号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第170号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第170号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

5ページになります。

このたびの一部改正につきましては、昨年10月3日福島県人事委員会には、県に対しまして、県職員の給与と民間給与との格差0.08パーセントを埋めるため、給料月額を引き上げを行うとともに、勤勉手当を0.1月分引き上げるよう勧告を行ったところでございます。

町といたしましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ福島県人事委員会の勧告の基ついで職員の給料表等の改正、地方公務員法の改正に伴う所要の改正でございます。次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部の改正についてでございます。

第4条につきましては、地方公務員の改正によりまして、職員の職務の級につきましては、等級別基準職務表として定めるものでございます。

第5条第3項及び第5項につきましては、内容に変わりはないんですが、規定の言いまわしを改正するものでございます。

第5条の3につきましては、地方公務員法第28条の5第1項に規定いたします再任用の短時間勤務の職でございまして、再任用の文言を追加し、前条を第5条と改めまして、再任用の短時間勤務職員の勤務時間規定が追加され、第2条第2項を第3項と改正するものでございます。

第11条第2項第2号中、自動車等の使用距離に応じた通勤手当の額につきましては、県職員の条例改正に合わせまして改正するものでございます。

第19条第1項の地方公務員法の改正による、このたびの、人事委員表改正制度の導入によりまして、文言を改正し、同条第2項第1号中の、勤勉手当の支給率を100分85を100分90に、再任用職員については、100分40を100分42.5に改めるものでございます。

附則の第15項の特定職員の減額措置規定につきましては、100分0.765を100分0.81に改め、最低号給に達しない場合につきましては100分85を100分90に改めるものでございます。

次に、職員の給料表別表第1のとおり、改定後の給料表を若年層へ重点を置きまして、給料月額につきましては、7ページから9ページのとおり改正するものでございます。

次のページ、第4条の等級別基準表といたしまして、別表第2が示されております。

内容等に深く変更はございませんが、このたびの改正により、等級別基準表と定められましたので、1級から6級までの級の割り当ての職務を今回改正するものでございます。附則第1項につきましては、公布の日から施行し、ただし書きにおきまして、第11条の通勤手当の規制につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に第2項につきましては、別表第2給料表の適用につきましては29年4月1日とし、勤勉手当の規定につきましては、平成29年12月1日から適用するものでございます。

第3項につきましては、給与の内払いを規定したものでございます。

第4項につきましては、平成29年12月に支給する割合の特例として、それぞれ読みかえるものでございます。

第5項につきましては、施行に関し必要な事項は町長へ委託するとした規定でございます。

以上、上程されました議案第170号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君

〔2番議員 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま総務課長から説明いただきました議案第170号について、いくつか分からないところがありますので、質疑させていただきます。

今回の条例改正案について、10月3日の県人事委員会勧告に基づくものが1つであると、そちらについては、ある程度了解したつもりです。また、地方公務員法の改正に伴う条例改正についても、含まれていると承りました。その中で、いくつか伺いたいんですけど、1点といたしまして、議案の第4条関係の別表第2を改正すると、これを見ますと職務が1級から6級までであるのは分かりますが、主事補から副課長、課長と6級が総務課長とわかりやすくなったと思うんですが、わが町の職員には、

主査、主任主査とか名前の載ってない間の役職はどうするのか。参事という方もわが町にはいるはずですが、その人たちは、どこに該当するのか教えていただきたい。

2点といたしまして、第19条第1項の改正であります。先ほど、総務課長さんがおっしゃったように、地方公務員法改正に伴うものだということだと思います。この中で、勤務制度の評価として、勤務の状況に応じてとはどういうことなのか。とりあえず、役場に朝8時30分に出勤して、5時15分までいればいいのか。勤務状況とは、何を指しているのか、考えているのか。勤勉手当ですから、勤務の状況をどの様に捉えているのか教えていただければとおもいます。

以上2点お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の等級別基準職務表のように改正させていただきましたけれども、これ以外にも町には職がございます。2級の所には、副主査、3級の所には、主査、主任主査、主任、副主幹というのがございまして、こちらのほうは、初任給昇格昇給の基準に関する規則の中に別表として入っております。あくまでここは、代表的な職ということでご理解を承りたいと思います。

次に、19条の勤務の状況でございますけれども、当然ながらいくら仕事できて、能力が優秀でも遅刻したり、欠勤が多かったり、無断で休むというような職員の勤務状況は、当然ながら考慮されますので総合的に考慮して、さらには、人事評価に基づいて勤勉手当が調整されるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま職員の給与に関する条例の改正でございますが、1つお伺いしたいのは、昨年29年4月定期昇給というのはあったのかどうかということですね。それから、わが町のラスパイレスは、いくつになっているのかおたずねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

29年4月の定昇でよろしいんですね。29年4月には、昇格だけ実施しているところがございます。定昇については、1月1日基準として実施しているところがございます。次に、ラスパイレス指数でございますが、こちらについては、地方と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成の基準といたしまして、学歴別、経験年数別に、平均給与月額を比較したデータでございます。毎年4月1日現在の数値が扱われているところがございます。ちなみに、平成29年度につきましては、鏡石は、99.5でございます。県内市町村は100、全国の自治体では99.2というような状況で

ございまして、ここ何年か、平成23年度の99、さらには、昨年の98.5、27年の99.5、だいたい99から100以内でおさまっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉議員の再質疑の発言を許します。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 定昇は基準に基づいてあったということでございますね。

ラスパイレスについては、99.5ということで、国家公務員を主体に考えますと首都圏、大都市に集中していることと思います。そうしますと、大都市の経済力、給与体制、わが鏡石町と比較しますと経済力あるいは、地域性とか見ますとかなりのギャップがわが鏡石町にはあると思います。ましてや、東北福島県、原発問題を抱えたエリアではありますから、非常に厳しい中で各企業は取り組んでいると思います。ラスパイレスとは、公務員のことではありますが、私の知っている中では、県職員101.1%、県内では、郡山101.8%、いわき市101%ということで、郡山、いわきともに全国で20位以内に位置づけられていると伺っております。また、隣の天栄村については、103.9%ということでかなりの財政的にいいのかわかりませんが町の職員は、ほぼ近い数字で給与が支給されているというふうに私はとりざるおえない。鏡石町のトップの企業がいくつかあると思うんですが、こういうふうな企業の給料体制も町としては、把握しておく必要があるんじゃないかと、それらも基準ひとつにかけあわせていくべきかと。

町としては、企業の給与基準をどのようにとらえるのかが1点と。町としては、どこまでの数字を考えておられるのか、100%なのか、それとも天栄のように103%なのか、ある程度の指針というものをもってしかるべきであろうと思います。町の方々の話を聞きますと、町職員はいいなあという声が90%聞かれるんです。何がいいんだという給与とか待遇を指すんだと思うんですが、この引き上げを改めてやっていくうえで、町民にどこまで理解していただくのか、我々議会としては、それを十分に認識した中で今回の議会、特別職、職員の給与の引き上げについては、1人1人がしっかりその思いを伝えて、議決に参加するものであるというふうに私は感じております。ですから、町内企業の基準とラスパイレスの目標と、それから、我々ここにいる方々の給与あるいは手当は、毎年上がっていくわけですが、町の特別職、非常勤特別職の方々の話を聞きますと、38項目の特別職の方々が町にはおられます。

その方々の報酬については、アップしたという話は聞いておりませんが、非常にその辺はどんなふうに、とくに、農業委員会は全然上がってなくて、定数削減の中で上がるのかなあと思ったら上げない方向で議員の方々も賛成したものですから、責務だけが大きくなって報酬は上がってない。非常勤の特別職の方々についての町としての考え方はどうなのかということです。今回の3件の条例改正に伴って、567万8千円ほど人件費として追加されるわけですが、今回の条例だけで、567万円がプラスになって、町財政から支出される。それを我々ここにいる方々は、全員がその恩恵を受けることになるわけですが、それでいいのか疑問を感じているところがございます。

このいくつかの質問に対する答弁を伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

まず、町内の民間企業の基準の把握でございますけれども、当然民間については、各企業の秘密にあたるものですから、なかなか把握は難しいのかなど、そういったいみで人事委員会につきましては、地方公務員法の情勢適応の原則にそって毎年民間と地方公務員の賃金格差を調査しており、民間の調査につきましては、県については、人事院と共同しまして、企業の規模50人以上かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所うちから、抽出いたしました188事業所の比較をして、実施しているということでご理解を賜りたいと思います。

次に、ラスパイレスの目標でございますけれども、国と国家公務員との地方の格差を示す指標でございます。国を100とした場合、地方がいくらかというような比較してございまして目標といえますか当然ながら、100を超えればいいとか、超えなければいいとかいうものでもございませんでして、毎年人事異動によりまして、この辺の数字が変動してきますので、なかなか目標を定められまして、そのとおりいくものではないと思いますので、なかなか目標としては、100を基準として今後とも考えていきたいと考えております。特別職の見直しにつきましては、昨年の農業委員の報酬の中でも申し上げたとおりでございます。当然ながら特別職の報酬については長年見直しておりませんので、今後状況を調査しながら見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の再々質疑の発言を許します。

10番、今泉文克君

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） あげればいろいろときりがないと思いますが、町民が理解できるようなここにいる我々だけが理解してよかったよかったで終わるということは、大変な問題であって町民に喜ばれる体質を作っていかなくちゃなんないとわたしは第一番にそれを考えております。そういう意味では、我々は自分たちだけの内容を審議するのではなく、町全体を見た中で自分たちの位置づけは、それで適正かどうかということをごんごん勉強しなくてはいけないと思います。

企業の秘密があるから、町内の企業の給料は調べられないという答弁でございますが、これは税務町民課の方で、また2月から所得申告が始まりますのでその中でどの会社に勤めて、いくら企業からもらっているか一目瞭然わかりますから、名前を出せとかは一言も言いませんし、交渉するとかはとんでもないことでありますから、その中から抽出して内部の極秘資料として、つかむことはできるだろうというふうに思われます。そのことも踏まえながら、問題が起きないようにやり方でもって実際の町民の方々が企業からどのくらいの給料をもらっているか、あるいは、所得ランクがどのようになっているかというふうな部分については、ある程度参考資料として調べておく必要があるんじゃないかと感じておるところでございますが、そのようなことを要望といたしまして、再々質問をとじさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第170号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第171号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第171号 鏡石まちの駅設置工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） 〔第171号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本 博君。

〔産業課長、根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第171号 鏡石まちの駅設置工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年9月15日に議決いただきました鏡石まちの駅設置工事につきましては、施設南側のドアの一部を自動ドアへ変更及び、キュービクルの設置をJR側に変更するなど計6項目により、請負額を増額して変更請負契約を締結するために地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鏡石まちの駅設置工事。

2、契約の金額、変更前8,737万2,000円。変更後、8,939万4,840円。202万2,840円の増額となります。

3、契約の相手方、福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地、株式会社渡辺建設鏡石支店、支店長、佐久間澄雄。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま171号、これ昨年度28年度から議題になって再三再四提案されております。非常に当初計画になかった事業がぼんと出てきて、それが少額の事業予算ではなくここに上がっている1億9,870万、約2億になろうとしております。そのような中でまた追加、追加と上がってきているのが、鏡石まちの駅設置事業でございます。今回はドアとかキュービクルの移設とかそのようなことで追加で200万ほど出ているところでございますが、これですね、先ほど説明があつて議員からの要望があつて、詳細の資料が提出されたところでございますが、これらの目的それらについてのレイアウトとか、展示内容とか、活用の計画とかそれらについての確固たるものが明示されていないんですよ。だから次から次と追加工事、追加設備をしているなど重なってきております。こんな多額の金が今回ここに追加されるということは予測してなかったのが私たちだと思います。それから、できあがってからどんなふうに活用するのか、どんなふうに運用するのか、そのためにあのまちの駅が必要なんだというふうな基本的なものが運営指針さえ明確に出されていない。

ここを利用するのは、女性客が多くなると思うんですが、ここに女性の声、女性運営委員がいっぱいいるのか、女性の運営委員の追加があつたかどうか、それから、来場者をどのくらいにするのか、働く人は何名にするのか、委託先もですね、急に4月からやってくれといわれても人員もいないんですから委託先だって人員の確保が必要になると思います。そういうことが明確に出せるのはいつなのか、出せるかどうかということがまず、1点お伺いしたいと思います。。

それから、先ほど設備とか備品の一覧表を見せていただいたんですが、補助対象額が1億5,703万3千円と記載されております。下にいつて財源内訳を見ましたらば、財源内訳で国庫が5千300万、県が600万ということで、5千900万円の補助金額しか記載されていないんですね。そうすると、あとの1億ほどこのいつてしまったんだということですね。起債もあるんでしょうけれども。

それから、最終こういうものを作るんだというのがないから、追加契約として200万と出てきてしまったと、あまり急がないで内容をもっと熟知してその中で、鏡石まちの駅としての永続性と運営経費の削減というふうなちゃんとしたシュミレーション、あるいは、資産表を出されてからの工事、事業の着手、それらに向けてやるべきと思うんですが現段階で承認してください、ずいぶん承認してきたところですが、このように追加として予算が増額するんであればどうも難しい事業であるなあと疑問をもちざるをえませんので、しっかりとした町づくり、そして町長としてこれを町の起爆材とするんだということを新聞等で発表しておりますから、しっかりとした裏付け、急がなくいいから町民に喜ばれる施設をつくるためには、しっかりとした議論をいただけるように強く求めるものであります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。今回の変更関係については、予算上1億9,800万という予算がございまして、そういう中で、節減、節約そういったものを

含めまして設計をしたところ入札によって現在、先ほども説明してありますように事実現時点では、1億5,200万といった数字でございます。

その中で、200万なども含まれておりますので、そのことについてはご理解いただきたいと思います。また、事業の中身、運営ということでもありますけれども基本的には、地方創生事業として取り組む事業であります。

そういう中で、地方創生の部分については、以前にも地方創生計画の実施計画を議員の皆さんにも説明いたしました。駅の改修の取組については、我々執行ばかりじゃなくて、町民の意見というの大きな意味を持ちます。そういう中で、町づくり実行委員会という組織として、その中でいろいろと議論をしているところだと。

ほぼまとまりつつあるということで、2月頃までにはしっかりとした中身ができるということでございますので、その時期になりましたらしっかりとご説明させていただきます。

まずは、駅に降りてみたい、歩いてみたい、そして住んでみたい町づくり、そういう中で、この駅というのは、わが町にとっては、核になるということでもあります。ここで大きな儲けをするということも考えている部分はあるかもしれませんが、駅というのは、そればかりじゃない、やはり町民が安心、安全な乗り降りができる部分も必要であるし、駅がわが町の中心にあるという中では、しっかりとした町民の皆さんが立ち寄れるそういった場所も必要だと、町のPRも必要だと、そういうことも含めて金額的だけじゃなく、いろんな角度の中で必要であると、地方創生の中でもそういったことでありました。その中で、わが町が駅を中心としたしっかりと発信できるということが大事ではないかと考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君）

産業課長、根本 博君。

〔産業課長、根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 10番議員の質疑に答弁いたします。

まず、1点でございますが、現在のまちの駅運営委員会ということで、12月から行っております。女性の方については、今回4名の方に参加いただきながら各方面の意見をいただいているところでございます。

続きまして、補助金の額でございます。こちらにつきましては、補助事業の国庫については、1/2の補助金になりますので、1億1,145万6,000円の1/2になりますので、5,322万8,000円になります。一部補助事業対象外がありますのでご了承いただきたいと思います。県の補助事業として、824万9,000円ほどございます。こちらは、3/4の補助事業でありますので、618万6,000円が補助事業となっております。ある程度、国、県の方からも補助を受けながら、さらには、起債の方にも有利な起債でかりおきしながら事業を展開しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

○10番（今泉文克君） はい

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君

〔2番議員 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今上程されました議案171号についての質疑であります。

今、今泉議員からも質疑がありまして、かなり厳しい質疑だったんじゃないのかと私は思います。その中で、この議案、それに関連する事項で質疑させていただきたいんですが、今回約202万円の増額になる変更請負契約の締結についてであります。

先ほど、産業課長が説明いただきましたけれども、昨年9月の議会で変更前の額で締結されたわけでありましたが、今回4ヶ月くらいで変更になったと、変更の契約の手続きをしないと承りました。この4ヶ月の中でいろんなことがあったのかわかりませんが、先ほど、全協の中でお配りした資料によりますと、6項目の新たな事業をしたいということでの追加だと承っております。こちらの内容を拝見しておりますと、こういったことは、もともとの工事契約のときに予測されたのではないのかなと、つまり、その時の内容に漏れがあったのではないかなあと、もちろん工事をやっている中で、これは追加した方がいいというものもあるんでしょうけれども、内容を見る限りウオッシュレットを使うというのは、私は、どこに行っても常識だと思いますし、また、自動ドアにするということも当初から考えておけばよかったんじゃないのかなというふうに思うところであります。内容を見てみますと、キュービクルについては、専門家でないのでよくわかりませんが、まちの駅設置工事の今回の8,737万の工事については、もともと内部改修工事だったと私は承っておりますが、前回の議会の中では、同じ業者に3,500万で屋根改修もありましたし、同じ業者がいろんな工事をやっているんだと私たちの理解なんです。勿論経費削減をした方がいいんじゃないか、なるんじゃないかと前回の3,500万に賛成された議員もおったんだと思うんですが、そういう中で、あらたにプラスにでてくると、私たちとしてみれば削減できるんだなあと思ったところが、プラスになるんじゃないかなと、尚且つ内部の工事ではないようなこともこの中に含まれている感じがするんですね。当初のものでない。ですので、その辺の内容の吟味、これについては、どういうふうに考えているのかということでもあります。ですので話を戻しますが、当初の内容に含まれていなかった担当、この4ヶ月の間に必要で今回追加せざるおえなかったのかどうかということをもう一度確認したいなと思っております。

もう1点、先ほど今泉議員からありましたように、この施設は来年ではなく今年の4月以降にオープンと承っております。4月以降ですから、5月になるのか、6月になるのか、またや来年になるのか分かりません。しかし、もう4月だとするならばもうそろそろ委託先とか考えなくちゃいけない。収支の見通し、まもなく3月議会を迎えるにあたって当初予算を立てなくちゃいけない。そういう中で、どれだけのお金をかけて、どれだけの部分がかえってくるのか、収支が反映された予算が3月議会では出てくると思いますので、そういう中において、今の時点でどのような予算をしているのかと、現時点で試算をしていなければ私は、3月の予算が組めないと思います。その予算の材料になっているところまで結構ですから、そこまでは、お示しいただいてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、2点のお考えをお示しいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ここで時間を延長して行いたいと思いますがご異議ありません

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

質疑に対する答弁を求めます。

産業課長、根本 博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の変更契約にあたって6項目ほど追加した点でございます。当然ながらある程度見込めるも当然でてくるのかなと思われませんが、特にキュービクルの設置の変更につきましては、当初の位置よりは、JR側に浄化槽が配置されているのではないかと、昔の図面で把握しておりました。本来であれば、JR側に持って行くのが一番いいと設計当初も考えていたところではありますが、浄化槽の位置とかも考慮しますと、やむを得ず通路側に、歩道側に持ってこざるを得ないと当初設計したところでございます。しかしながら、現状を再確認したところJR側に設置が可能だと判明いたしました。そういうことで、今回のキュービクルの位置については、JR側に変更していきたいというかたちです。それに伴って、インターロッキングの舗装等が新たに増えるということで今回増えているものでございます。また、自動ドア等でございますが、当初設計の中では、なるべく設計額を抑えて中で施工していこうと行ったわけでございます。なくなく経費を節減しながら進めたところでございます、今回6項目をあらたに整備させていただいたところでございます。

2つ目の質疑でございますが、今年4月以降のオープン予定でございます。そちらの具体的なものにつきましては、現在財政担当と調整をかけております。

その中には、収支を含めた中で考えていくということで行っております。まちの駅の本来の目的である町の賑わいの創設、観光情報の発信、町民のコミュニティーの場というかたちを考えると、半分以上が公益的な部分がお示していくこととでございます。農産物の運搬等を行うというものもありますので、そういう意味では、収益的な事業を展開していく意向でございます。まだ、動いていないということで見えないものもありますが、積算しながら30年度の予算の中でお示しできるかという考えでおります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第171号 鏡石まちの駅設置工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第172号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第172号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第172号 鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

12ページになります。

このたびの補正につきましては、人事院勧告によります議会議員、町長等及び職員の給与等の引き上げに伴います補正予算でございます。

歳入歳出の総額に変更はなく事業費の組み替えをするものでございます。

内容につきましては、16ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第172号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第173号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第173号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案 第173号平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、人事委員会勧告による町条例の改正に基づく職員の給与の補正でありまして、事業費の組み替えをするものでございます。

歳入歳出予算の補正では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

内容につきましては、30ページの事項別明細書によりまして説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第173号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第174号～議案第176号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第174号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第10、議案第175号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに日程第11、議案第176号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第174号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）議案第175号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第176号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、34ページをお開きいただきたいと思います。

議案第174号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、県人事委員会勧告による職員の給与改訂による増額補正でございます。予算組み替えのため歳入歳出の増減はありません。

詳細につきましては、38ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に42ページをお開きください。

議案第175号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、県人事委員会勧告による職員の給与改訂による増額補正でございます。予算組み替えのため歳入歳出の増減はありません。

詳細につきましては、46ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に50ページをお開きください。

議案第176号 平成29年度鏡石町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、県人事委員会勧告による職員の給与改訂による増額補正でございます。第2条収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用既決予定額に11万1,000円を増額し2億1,539万5,000円、第4項予備費既決予定額から11万1,000円を減額し2,793万1,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,186万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金4,190万9,000円」に改め、第1款資本的支出第1項建設改良費既決予定額に4万1,000円を増額し5億1,723万6,000円とするものでございます。

第4条職員給与費既決予定額に15万2,000円を増額し3,116万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、52ページの事項別明細書によりご説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました3議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

○議長（渡辺定己君） これより採決に入ります。

初めに議案第174号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺定己君） 次に、議案第175号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺定己君） 次に、議案第176号 平成29年度鏡石町上水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、閉会にあたり招集者から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、議決賜り、まことにありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

議決いただきました変更請負契約につきましては、安全を大事に早期完成に努めてまいりたいと考えております。議員各位には、今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて、第4回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前12時21分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年1月22日

鏡石町議会議長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 井 土 川 好 高

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

